

第67期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項
財産及び損益の状況の推移
主要拠点
従業員の状況
主要な借入先
会社の体制及び方針

【連結計算書類】

連結持分変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

京セラ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト
(https://www.kyocera.co.jp/ir/s_info/meeting.html) に掲載することにより株主
の皆様を提供しております。

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 2018年3月期		第65期 2019年3月期	第66期 2020年3月期	第67期 2021年3月期
	米国基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	1,577,039	1,577,039	1,623,710	1,599,053	1,526,897
税引前利益 (百万円)	131,866	129,992	140,610	148,826	117,559
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	81,789	79,137	103,210	107,721	90,214
基本的1株当たり親会社の 所有者に帰属する当期利益 (円)	222.43	215.22	284.94	297.36	248.91
資産合計 (百万円)	3,157,077	3,128,813	2,968,475	3,250,175	3,493,470
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	2,336,246	2,325,791	2,265,919	2,432,134	2,591,415
1株当たり親会社の 所有者に帰属する持分 (円)	6,353.54	6,325.11	6,263.71	6,710.59	7,149.91

- (注) 1. 当社は第65期より、従来の米国会計基準に替えて、IFRSに基づき連結計算書類を作成しています。これにより、IFRSに準拠した科目で表示しています。
また、第64期についてもIFRSに組み替えた数値を併せて記載しています。
2. 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり親会社の所有者に帰属する持分は期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しています。
3. 第65期は、64期に実施したM&Aの貢献もあり、売上高は64期に比べ増加しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、ソーラーエネルギー事業及び有機材料事業において構造改革費用等を計上しましたが、増収及び各部門での原価低減効果、及び税金費用の減少もあり、64期に比べ増加しました。税金費用の減少の主な要因は、米国税制改正による一時的な税金費用の影響がなくなったこと、及び旧京セラディスプレイの吸収合併に伴い、同社の繰越欠損金等に係る繰延税金資産を認識したことによるものです。
4. 第66期の売上高は、M&Aの貢献はあったものの、在庫調整の長期化及び、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界景気が減速したことを受け、65期に比べ微減となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、減価償却費等の増加による影響はあったものの、ソーラーエネルギー事業及び有機材料事業において65期に計上した構造改革費用等の影響がなくなったことを主因に、65期に比べ増加しました。
5. 第67期の部品事業の売上高は、自動車関連市場の低迷の影響を第1四半期（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に大きく受けたものの、M&Aの貢献及び半導体や5G関連市場における需要増により、66期に比べ微増となりました。一方、機器・システム事業は総じて減収となったことから、当期の売上高は66期に比べ減少しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、減収に加え、減価償却費の増加やスマートエナジー事業における一時損失の計上もあり、66期に比べ減少しました。

主要拠点（2021年3月31日現在）

本社：京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	
<p>国内の主要拠点：</p> <p>当社</p> <p>北海道北見工場</p> <p>山形東根工場</p> <p>福島郡山工場</p> <p>東京青梅工場</p> <p>川崎工場</p> <p>神奈川秦野工場</p> <p>新潟新発田工場</p> <p>富山入善工場</p> <p>長野岡谷工場</p> <p>滋賀蒲生工場</p> <p>滋賀八日市工場</p> <p>滋賀野洲工場</p> <p>京都綾部工場</p> <p>鹿児島川内工場</p> <p>鹿児島国分工場</p> <p>鹿児島隼人工場</p> <p>東京事業所</p> <p>横浜事業所</p> <p>横浜中山事業所</p> <p>みなとみらいリサーチセンター（神奈川県）</p> <p>けいはんなリサーチセンター（京都府）</p> <p>ものづくり研究所（鹿児島県）</p> <p>京セラインダストリアルツールズ株式会社（広島県）</p> <p>京セラコミュニケーションシステム株式会社（京都府）</p> <p>京セラドキュメントソリューションズ株式会社（大阪府）</p> <p>京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社（大阪府）</p> <p>京セラ興産株式会社（東京都）</p> <p>株式会社ホテル京セラ（鹿児島県）</p> <p>株式会社ホテルプリンセス京都（京都府）</p>	<p>海外の主要拠点：</p> <p>京セラ（中国）商貿有限公司（中国）</p> <p>東莞石龍京セラ有限公司（中国）</p> <p>京セラドキュメントテクノロジー（東莞）有限公司（中国）</p> <p>京セラ（天津）太陽エネルギー有限公司（中国）</p> <p>京セラ韓国株式会社（韓国）</p> <p>KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD.（シンガポール）</p> <p>KYOCERA VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）</p> <p>KYOCERA DOCUMENT TECHNOLOGY VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）</p> <p>KYOCERA（THAILAND）CO., LTD.（タイ）</p> <p>KYOCERA INTERNATIONAL, INC.（米国）</p> <p>KYOCERA SENCO INDUSTRIAL TOOLS, INC.（米国）</p> <p>KYOCERA INDUSTRIAL TOOLS, INC.（米国）</p> <p>AVX CORPORATION（米国）</p> <p>KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS AMERICA, INC.（米国）</p> <p>KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS EUROPE B.V.（オランダ）</p> <p>KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS DEUTSCHLAND GmbH（ドイツ）</p> <p>TA TRIUMPH-ADLER GmbH（ドイツ）</p> <p>KYOCERA EUROPE GmbH（ドイツ）</p> <p>KYOCERA UNIMERCO A/S（デンマーク）</p>

従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
産業・自動車用部品	16,851名	83名減
半導体関連部品	8,745名	151名減
電子デバイス	20,355名	1,130名増
コミュニケーション	4,943名	241名増
ドキュメントソリューション	21,656名	1,932名増
生活・環境	2,646名	115名減
その他	1,573名	140名増
本社部門	1,721名	109名減
合 計	78,490名	2,985名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19,865名	513名増	41.1歳	17.5年

（注）1. 従業員数は就業人員数です。

2. 2020年4月1日（第67期期首）に、「コミュニケーション」に含まれる当社国内子会社 京セラコミュニケーションシステム(株)が、「生活・環境」に含まれていた同 (株)京セラソーラーコーポレーションを吸収合併しました。これに伴い、前期比は、吸収合併後の事業セグメントに組み替えて表示しています。

主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社京都銀行	45,000
株式会社三菱UFJ銀行	15,000

会社の体制及び方針

当社は取締役会において、次のとおり、コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を決議しています。

京セラグループ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針

京セラグループは、「敬天愛人」を社是とし、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げている。

京セラグループは、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たる。そして、透明性の高いコーポレート・ガバナンス及び内部統制を実現する。

取締役会は、社是及び経営理念をもとにコーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を次のとおり定める。

この基本方針は、会社法第362条第5項及び第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、また当社及び京セラグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針を示したものである。

I. コーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスの方針

取締役会は、京セラグループのコーポレート・ガバナンスを「業務を執行する取締役に健全かつ公正正大に企業を経営させる仕組み」と定義する。

コーポレート・ガバナンスの目的は、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、京セラグループの経営理念を実現することにある。

取締役会は、京セラグループの経営の根幹をなす企業哲学「京セラフィロソフィ」（注）を、取締役及びグループ内で働く従業員に浸透させ、健全な企業風土を構築していく。取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、コーポレート・ガバナンスを確立する。

（注）「京セラフィロソフィ」は、当社の創業者が自ら培ってきた経営や人生の考え方をまとめた企業哲学であり、人生哲学である。「京セラフィロソフィ」には、「人間として何が正しいか」を物事の根本的な判断基準として、経営の基本的な考え方から日々の仕事の進め方に及び広範な内容を含んでいる。

2. コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、前記1.の方針のもと、京セラグループの中核会社である当社のコーポレート・ガバナンス体制を下記のとおり定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、取締役会は、適宜コーポレート・ガバナンス体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) コーポレート・ガバナンスの機関

取締役会は、コーポレート・ガバナンスの機関として、株主総会で承認された定款の規定に従い、監査役及び監査役会を設置する。また、監査役及び監査役会の監査の実効性を確保するため、取締役は次の事項を遵守する。

① 監査役の職務を補助する従業員に関する事項

(当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項を含む。)

代表取締役は、監査役の要求に応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するための従業員を、監査役と事前協議のうえ人選し配置する。また、当該従業員は当社の就業規則に従うが、監査役及び監査役会の職務に係る当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、代表取締役は当該指揮命令権を不当に制限しない。また、当該従業員の異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

② 取締役及び従業員その他の関係者が監査役に報告をするための体制

(報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。)

各取締役は、法令、定款違反またはその可能性のある事実を発見した場合並びに京セラグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するものとする。また、各取締役は、監査役会規則に基づく監査役または監査役会からの報告の要求については、その要求に応える。

代表取締役は、内部監査部門から監査役へ定期的に内部監査の状況を報告させるほか、監査役から特定の部門に関する業務執行状況の報告を要求された場合は、当該部門から監査役へ直接報告させる。また、代表取締役は、京セラグループの役員及び従業員、取引先をはじめとした全ての関係者が監査役会に直接通報できるよう、監査役会が設ける「京セラ監査役会通報制度」を維持する。

代表取締役は、監査役会に報告した者に対し当該報告をしたことを理由として懲戒や異動など不利な取扱いを行わない。

③ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

代表取締役は、監査役会規則に基づく監査役からの費用請求に対しては、その支払いに応じるものとする。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として監査役から次の要求がある場合は、その要求に応える。

- a. 重要な会議への出席
- b. 重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書等の閲覧
- c. 代表取締役との経営全般に関する意見交換等の会合

(2) 京セラフィロソフィ教育

代表取締役は、「京セラフィロソフィ」を京セラグループに浸透させるため、自らを含め、京セラグループの取締役及び従業員を対象とした「京セラフィロソフィ教育」を適宜実施する。

II. 内部統制

1. 内部統制の方針

取締役会は、京セラグループの内部統制を「業務を執行する取締役が、経営理念の実現に向けて、経営方針及びマスタープランを公正に達成するため、組織内に構築する仕組み」と定義する。

取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、内部統制を確立する。

2. 内部統制体制

取締役会は、前記1.の方針のもと、代表取締役に次の体制を整備させる。また、取締役会は、適宜内部統制体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の管理及び保存

代表取締役は、適時適切に情報を開示する体制として「京セラディスクロージャー委員会」を設置するとともに、取締役の職務執行に係る情報を法令及び社内規定に従い、適切に保存する。

(2) 京セラグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制、並びに京セラグループの全従業員及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、京セラグループのリスク管理体制として、リスク管理部門を設置する。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。

代表取締役は、京セラグループの内部通報制度として「社員相談室」を設け、従業員が、法令、定款及びその他の社内規定に違反する行為や違反する可能性のある行為について報告することのできる体制を構築する。社員相談室は、受領した報告について、公益通報者保護法に沿って取扱い、適宜必要な対応をとるものとする。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を行う。また、業務執行状況を、執行役員から取締役会等へ報告させ、効率的に行われていることを確認できる体制を維持する。

(4) その他京セラグループにおける業務の適正を確保するための体制

前記(1)から(3)に加え、京セラグループの業務の適正を確保し、京セラグループを効率的に運営するための体制として、代表取締役は、京セラグループ経営委員会を設置する。同委員会は、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受ける。また、代表取締役は、京セラグループ各社が業務を適正かつ効率的に執行できるようサポートする部門及び京セラグループの業務の適正性を定期的に監査する内部監査部門を設置する。

以上

当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する整備の状況は次のとおりです。

- ① 2000年6月に「京セラ行動指針」を制定。
- ② コンプライアンスの強化及び徹底のため、2000年9月に「リスク管理室」を設置。
- ③ 2001年1月に「京セラ経営委員会」を設置（2002年8月に「京セラグループ経営委員会」に改称）。
- ④ 2003年4月に「京セラディスクロージャー委員会」を設置。
- ⑤ 内部通報制度として、2003年4月に「社員相談室」を設置。
- ⑥ 経営の効率性を高めるため、2003年6月に執行役員制度を導入。
- ⑦ 当社及び連結子会社の業務を定期的に監査し、当社の取締役及び監査役に監査結果の報告を行う内部監査部門として、2005年5月に「グローバル監査部」を設置（2010年4月に「リスク管理室」を統合し、「グローバル統括監査部」に組織変更）。
- ⑧ 2013年5月に「全社フィロソフィ委員会」を設置。
- ⑨ リスクマネジメント体制再構築のため、グローバル統括監査部から総務統轄本部（現 総務人事本部）にリスク管理機能を移し、2014年1月に「リスク管理部」を設置。
- ⑩ 2016年6月に「京セラグループリスクマネジメント基本方針」を制定。
- ⑪ 2018年10月に「グローバルコンプライアンス推進部」を設置。
- ⑫ 2018年12月に過半数を社外取締役で構成する「指名報酬委員会」を設置。
- ⑬ 2020年4月に「リスク管理部」を「グローバルコンプライアンス推進部」へ統合し、リスク管理機能を「グローバルコンプライアンス推進部」へ移管。

【コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の運用状況の概要】

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制体制は、次のとおり適切に運用が行われています。

- ・ 監査役会は当期8回開催し、昨年7月に決議した監査方針・計画に基づき計画的に監査を実施いたしました。また、代表取締役との経営全般に関する定期的な意見交換会を開催いたしました。監査役職務を補助する従業員の独立性は、基本方針に従い十分に確保されています。監査役に係る費用は監査役会規則に基づく監査計画に沿って年間計画で計上されています。
- ・ 内部監査部門であるグローバル統括監査部から監査役への監査報告を当期14回実施しました。監査役からの業務執行状況の報告要求に応じ、監査役が必要とする情報が提供されており、監査役への報告は適切に行われています。
- ・ 京セラ監査役会通報制度は、通報者の個人情報機密として管理され、通報者は通報によって不利益を被ることがない体制となっています。
- ・ 「京セラディスクロージャー委員会」は、当期4回開催し、適時適切に情報を開示しており、審査結果については当委員会の委員長より代表取締役に報告がなされています。また、取締役会議事録、京セラグループ経営委員会議事録、稟議書等、取締役職務の執行に係る情報は法令及び社内規定に従い、適切に保存されています。
- ・ 取締役会は、社外取締役3名を含む15名で構成されており、当期は12回開催し、京セラグループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行いました。また、執行役員制度により有効かつ効率的に業務を行う運用がなされています。
- ・ 「京セラグループ経営委員会」は、当期21回開催し、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受けました。また、各間接部門は、京セラグループ各社が業務を適正かつ効率的に執行できるようサポートを行いました。
- ・ 「全社フィロソフィ委員会」は、当期2回開催しました。当委員会ではフィロソフィ教育方針を策定し、国内においては現場重視のフィロソフィ浸透活動を展開し、海外においても地域の実情や事業形態に応じた教育活動を展開しています。

- グローバルコンプライアンス推進部は、京セラグループ内で発生した重大なリスク事案が代表取締役
役に報告される連絡体制を構築しています。また、京セラグループ各社や各部門との連絡会議を行
い、情報の収集・共有を図りました。さらに、2020年12月に新たに「リスク・コンプライアン
ス月間」を制定し、全社員に対してリスクマネジメント・コンプライアンス教育を実施しました。
- 当社及び京セラグループ各社において「社員相談室」を設け、通報案件について適切に対処してい
ます。
- グローバル統括監査部は、京セラグループの業務監査、法令監査及び内部統制監査を実施したほか、
京セラグループ各社の監査結果、課題の報告及び当期監査方針の共有を行い、京セラグループの内
部統制の水準向上及び各社の内部監査活動の連携強化を図りました。
- 「指名報酬委員会」は当期2回開催し、取締役会の諮問に応じ、取締役及び執行役員の指名並びに
取締役の報酬等に関して審議・答申を行いました。

【連結計算書類】

連結持分変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

摘要	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 資本の 構成要素	自己株式	合計		
2020年4月1日残高	115,703	123,539	1,686,672	575,495	△69,275	2,432,134	22,108	2,454,242
当期利益			90,214			90,214	3,136	93,350
その他の包括利益				120,570		120,570	889	121,459
当期包括利益計	—	—	90,214	120,570	—	210,784	4,025	214,809
配当金			△ 50,741			△ 50,741	△ 1,757	△ 52,498
自己株式の取得					△ 17	△ 17		△ 17
自己株式の処分		17			49	66		66
非支配持分との取引等		△ 811				△ 811	319	△ 492
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替			24,114	△ 24,114		—		—
2021年3月31日残高	115,703	122,745	1,750,259	671,951	△69,243	2,591,415	24,695	2,616,110

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 294社

主要な連結子会社の名称 京セラドキュメントソリューションズ(株)、
AVX CORPORATION、KYOCERA INTERNATIONAL, INC.

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 13社

主要な会社の名称 鹿児島メガソーラー発電(株)

(4) 連結の範囲の変更

連結子会社 新規 26社
除外 15社

(5) 持分法の適用範囲の変更

持分法適用会社 除外 1社

(6) 会計方針に関する事項

① 企業結合

企業結合は支配獲得日に取得法によって会計処理し、取得関連費用は発生時に費用として認識します。企業結合において取得した識別可能資産、並びに引き受けた負債及び偶発債務は、取得日の公正価値で測定します。

企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び当社が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資本持分の公正価値を超過する場合にはその超過額をのれんとして認識し、下回る場合には純損益として認識します。移転された対価は、取得した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計で算定され、条件付対価の取決めから生じた資産または負債の公正価値も含まれています。

非支配持分は、個々の企業結合取引ごとに、公正価値または被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定します。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。

取得原価は、製商品及び仕掛品は主として総平均法により評価しており、原材料及び貯蔵品は主として先入先出法により評価しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額です。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれています。減価償却は、耐用年数に基づき、主として定額法で行っています。

残存価額、耐用年数及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。大規模な更新や改修にかかる支出は有形固定資産として計上し、耐用年数に基づき減価償却をしています。小規模な更新もしくは維持及び修繕に係る支出は、発生時に費用として認識します。

④ のれん及び無形資産

(のれん)

企業結合により取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しています。のれんの償却は行わず、企業結合からの便益を享受できると期待される資金生成単位に配分し、年1回（毎年1月1日）及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損テストを実施しています。

(無形資産)

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、耐用年数を確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しています。開発活動における支出については、次のすべての要件を立証できた場合に限り資産として認識し、その他の支出はすべて発生時に費用として認識しています。

- (a) 使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- (c) 無形資産を使用または売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産については、その耐用年数にわたり定額法で償却しています。

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できる無形資産について、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却せず、年1回（毎年1月1日）の減損テストを実施するほか、減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損テストを実施しています。

⑤ リース

(借手としてのリース)

当社は、リース開始日において、使用权資産とリース負債を認識しています。使用权資産はリース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した額で測定しています。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。使用权資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法により減価償却し

ています。リース負債は、リースの計算利率が容易に算定できる場合には、残存リース料を適用開始日における当該利率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。当該利率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。開始日後においては、リース負債に係る金利や支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しています。

なお、リース期間が12ヵ月以内のリース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

(貸手としてのリース)

リースは、オペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかに分類しています。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものでない場合には、オペレーティング・リースに分類しています。リースがファイナンス・リースなのかオペレーティング・リースなのかは、契約の形式ではなく、取引の実質に応じて判定しています。

(i) ファイナンス・リース

リースの開始日において、ファイナンス・リース取引に基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しています。

(ii) オペレーティング・リース

当社は、オペレーティング・リース取引における受取リース料は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

なお、当社が中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースは別個に会計処理しています。また、サブリースを分類する際に、中間の貸手である当社は、ヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しています。

⑥ 非金融資産の減損

当社は、棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額に基づく減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数が確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず年1回（毎年1月1日）の減損テストを実施しています。減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いています。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候の有無について評価を行っています。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻し入れを行います。

⑦ 金融商品の評価基準及び評価方法

(非デリバティブ金融資産)

(i) 当初認識及び測定

当社は、金融資産のうち、株式及び債券は約定日に当初認識しています。その他のすべての金融資産は取引の実施日に当初認識しています。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しています。この分類は、金融資産が資本性金融商品か負債性金融商品かによって次のとおり分類しています。

資本性金融商品である金融資産は、原則として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び償却原価で測定する金融資産は、取得に直接起因する取引費用を公正価値に加算した金額で当初認識しています。

負債性金融商品である金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として収益に認識しています。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識しています。累積利得または損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えています。ただし、当該資産からの配当金は「金融収益」として収益に認識しています。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しています。

(iv) 減損

償却原価で測定する金融資産については、期末日ごとに予想信用損失を評価し、貸倒引当金を認識しています。

期末日に、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、予測情報も含めた合理的で裏付け可能な情報をすべて考慮して、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヵ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

ただし、営業債権及びリース債権については信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。予想信用損失または戻入れの金額は、純損益に認識しています。

(非デリバティブ金融負債)

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債に分類しており、公正価値から直接帰属する発行費用を控除した金額で測定しています。

(ii) 事後測定

実効金利法による償却原価で測定しています。

(iii) 認識の中止

金融負債は消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消しまたは失効となった場合に認識を中止しています。

(デリバティブ及びヘッジ会計)

当社は、為替リスクをヘッジするために為替予約等のデリバティブを利用しています。

当該デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しています。

当社は、ヘッジ取引にかかるヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクの管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法は、すべて文書化しています。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しています。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

この過程で、デリバティブを連結財政状態計算書上の特定の資産、負債または予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定します。

また、当社の関連会社は、変動金利で調達する資金についてキャッシュ・フローを固定化する目的で、変動金利による負債を固定金利に交換するために金利スワップを利用しており、当該金利スワップについてヘッジ会計を適用しています。

当社は、ヘッジ会計を適用しているヘッジ関係のヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、将来に向かってヘッジ会計を中止します。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は次のとおりです。

当社は、ヘッジの開始時点及び継続期間中に、ヘッジ取引に利用しているデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローを相殺する上で有効性があるか否かを評価します。

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。ただし、ヘッジ対象の予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。当社は、ヘッジの有効性がないか、もしくはなくなったと判断した時点で、将来に向かってヘッジ会計を中止します。ヘッジ会計の中止に伴い、未実現損益をその他の包括利益として繰り延べます。ただし、ヘッジ対象である予定取引が発生しない可能性が高い場合には、その他の包括利益に計上していた未実現損益を直ちに純損益として認識します。

⑧ 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成され、企業結合に関連するもの及びその他の包括利益または資本に直接認識される項目を除き、純損益で認識しています。

当期税金は、期末日時点において施行または実質的に施行されている税率及び税法を用いて、税務当局に納付または税務当局から還付されることが予想される金額で測定しています。

繰延税金は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、未使用の繰越欠損金並びに繰越税額控除について認識しています。企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のいずれの損益にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識に係る一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識していません。また、のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識していません。

子会社及び関連会社に対する投資に関連する将来加算一時差異については、当社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合には、繰延税金負債は認識していません。子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異から生じる繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、予測可能な将来に解消される可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日時点において施行または実質的に施行されている税法に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産及び負債は、税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課されている場合に相殺しています。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の繰越欠損金並びに繰越税額控除のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いものだけに限り認識しています。繰延税金資産は期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しています。

当社では、税務ポジションが、税務当局による調査において発生の可能性が高いと認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しています。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、発生の可能性が高いと期待される金額で測定されます。

⑨ 従業員給付

(退職後給付)

当社は、主に確定給付制度を採用しています。

確定給付制度において確定給付負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定されます。この計算による資産計上額は、制度からの返還または将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としています。確定給付制度債務は予測単位積増方式を用いて算定され、その現在価値は将来の見積給付額に割引率を適用して算定しています。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

当期勤務費用及び確定給付負債または資産の純額に係る利息は純損益として認識しています。

過去勤務費用は、発生時に純損益で認識しています。

数理計算上の差異を含む、確定給付負債または資産の純額の再測定は、発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

(短期従業員給付)

短期従業員給付である賃金、給料並びに社会保険料等については関連する役務が提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、当社が従業員から提供された労働の対価として支払うべき法的または推定的債務

を有しており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、負債として認識しています。

有給休暇については、従業員に付与された有給休暇のうち、未使用の有給休暇に対して負債を計上しています。

⑩ 引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

⑪ 収益の計上基準

当社は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下IFRS第15号）に従い、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等、及び、IFRS第16号「リース」に基づくリース契約等を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、情報通信、自動車関連、環境・エネルギー並びに医療・ヘルスケア等の市場における販売を主な収益源としています。当社におけるレポーティングセグメントは、「産業・自動車用部品」、「半導体関連部品」、「電子デバイス」、「コミュニケーション」、「ドキュメントソリューション」、「生活・環境」で構成されています。

これらのレポーティングセグメントにおいて、顧客への販売は、顧客と締結した取引基本契約書及び注文書に記載された条件に基づいて行われます。当該契約書及び注文書には、価格、数量並びに所有権の移転時点が記載されています。

（製品の販売）

製品の販売については、主に製品が顧客へ引き渡された時点または船積日で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

また、「ドキュメントソリューション」及び「生活・環境」における、最終消費者向けの設置を伴うプリンター、複合機や太陽光発電システムの販売については、契約上の義務がない限り、製品が設置され、顧客が受入れた時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、すべてのセグメントにおいて、当社は製品に欠陥があった場合のみ返品を受入れます。また、当社の販売条件には、「電子デバイス」における販売プログラムを除いて、価格保証、ストック・ローテーションまたは返品規定はありません。

（サービスの提供）

「ドキュメントソリューション」においては、プリンターや複合機の使用量に応じた従量料金、固定料金を支払う製品の保守契約による収益を認識しています。当社は、契約の履行義務を、契約に基づき、機器を常時利用可能な状態を顧客に提供することと判断しており、これらの収益を、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り認識しています。固定料金の保守契約については顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。

(販売奨励金)

「電子デバイス」において、各種電子部品を販売する代理店への販売については、以下の様々な販売活動が定められており、顧客との契約において約束された対価から販売奨励金を控除した金額で収益を測定しています。

(a) スtock・ローテーション・プログラム

ストック・ローテーション・プログラムとは、品質に問題のない在庫について、直近6カ月の売上高に対して特定の比率を乗じ算出される金額分を、代理店が半年毎に返品することが可能な制度です。売上高に対するストック・ローテーション・プログラムの引当金は、現時点までの推移、現在の価格と流通量の情報、市場の特定の情報や売上情報、マーケティングやその他主要な経営手段を用いて算出した代理店の売上高に対する比率に基づき、収益認識時点で算定し、計上されており、これらの手続きには、重要な判断を必要とします。当社は、ストック・ローテーション・プログラムによる将来の返品について妥当な算定ができていると考えており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。なお、製品が返品され、検収された時点で、代理店に対する売掛金を減額しています。

(b) シップ・フロム・ストック・アンド・デビット・プログラム

シップ・フロム・ストック・アンド・デビット・プログラム（以下、シップ・アンド・デビット）は、代理店が顧客への販売活動における市場での価格競争に対して代理店を補助する仕組みです。シップ・アンド・デビットが適用されるためには、代理店が在庫から顧客へ販売する特定部分についての価格調整を、代理店が要求する必要があります。シップ・アンド・デビットは、現在及び将来の代理販売において、代理店が顧客へ販売する特定部分について適用されることがあります。IFRS第15号に準拠し、当社は代理店に対して収益を認識した時点で、その代理店への売上高にシップ・アンド・デビットが適用される可能性を考慮して、その売上高に関連する代理店の将来の活動に対して変動対価を見積り、計上しています。当社は、当該期間における売上高、代理店に対する売掛金の残額、代理店の在庫水準、現時点までの推移、市場状況、設備製造業やその他顧客に対する直接的な販売活動に基づく価格変動の傾向、売上情報、マーケティングやその他主要な経営手段を用いて、売上高に対する変動対価を見積り、計上しています。これらの手続きは慎重な判断のもとで行われており、またその結果、当社はシップ・アンド・デビットにおける変動対価について、妥当な算定、計上ができていると考えています。これまでの当社の実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

(リベート)

「産業・自動車用部品」と「ドキュメントソリューション」における代理店への販売において、当社は、定められた期間内に予め定めた売上目標を達成した代理店に対し、現金でリベートを支払っています。このリベートについては、収益を認識した時点で各代理店の予想販売額を見積り、当該予想販売額を収益から控除しています。

(返品)

当社は、収益を認識した時点で過去の実績に基づいて返品による損失額を見積り、収益から控除しています。

(製品保証)

当社は、主に「ドキュメントソリューション」において、製品に対して通常1年間の製品保証を提供しています。また、最終消費者への販売において、1年間の保証期間終了後、延長保証契約を締結する場合があります。この延長保証契約については、別個の履行義務として識別し、取引価格の一部を当該履行義務に配分した上で、延長保証期間にわたり収益を認識しています。

また、製品販売、製品保証など複数の財又はサービスを提供する複数要素取引に係る契約については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、取引価格を独立販売価格に基づき配分しています。独立販売価格は、類似する製品またはサービスの販売価格やその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しています。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

各レポートセグメントの売上高は次のとおりです。

(単位：百万円)

産業・自動車用部品	359,044
半導体関連部品	263,595
電子デバイス	305,170
コミュニケーション	232,739
ドキュメントソリューション	316,226
生活・環境	63,898
その他	18,169
調整及び消去	△31,944
合計	1,526,897

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 会計方針に関する事項」の「⑪収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える主な判断及び見積りは次のとおりです。なお、翌連結会計年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症による景気への影響が懸念されるものの、各国における様々な感染防止及び経済対策により、世界経済は当連結会計年度に比べ回復に向かうものと仮定して会計上の見積りを行っています。

(1) 企業結合時に識別した無形資産の公正価値

企業結合において取得した識別可能資産、並びに引き受けた負債及び偶発債務は、取得日の公正価値で測定し、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び当社が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資本持分の公正価値を超過する場合にはその超過額をのれんとして認識します。

特に、企業結合時の取得対価の配分において識別する無形資産の公正価値の見積りは、将来のキャッシュ・フロー予測、割引率、既存顧客の逓減率、市場成長率等の仮定に基づき測定しています。この主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける場合があります、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において、企業結合により識別した無形資産及びのれんの金額は次のとおりです。

(単位：百万円)

無形資産	38,497
のれん	43,637

(2) 棚卸資産の評価

当社は、棚卸資産が適正な価値で評価されるように評価損の金額を見積っています。過剰、滞留、並びに陳腐化した棚卸資産に対して評価損を計上しています。また、棚卸資産は正味実現可能価額まで評価損を行っています。当社は通常、一定の保有期間を超える棚卸資産を滞留もしくは陳腐化していると見なします。また、当社では、将来の需要予測や市況そして関与する経営者の判断のもとに、一定の保有期間に満たない棚卸資産についても評価損を計上することがあります。よって、今後も市場の状況や製品の需要が当社の想定を下回れば、棚卸資産の評価損を計上しなければならない可能性があります。

当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

製商品	145,040
仕掛品	90,021
原材料及び貯蔵品	110,293

(3) 有形固定資産及び無形資産の耐用年数

有形固定資産は、事業ごとの実態に応じた見積利用可能年数または見積投資回収期間に基づき、主として定額法で償却しています。償却性無形資産は、資産の将来の経済的便益が消費されると予測される期間に基づき、主として定額法で償却しています。

将来、技術革新等による設備の陳腐化や用途変更並びに事業環境の変化等による利用可能期間の見直しの結果、耐用年数を変更する場合には、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、内訳は「4. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(1) 有形固定資産の内訳」及び「(3) のれん及び無形資産の内訳」に記載のとおりです。

(4) 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

当社は有形固定資産及び償却性無形資産について、帳簿価額を回収できない可能性を示す事象が発生した時点、もしくは状況が変化した時点で、減損テストを行っています。また、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は償却をせず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損テストを行っています。減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により現在価値に割り引いて算定しています。

よって、使用価値は、様々な仮定に基づき算定されているため、使用価値の減少をもたらすような予測不能な事業環境の変化等が生じた場合には、減損損失が発生するリスクがあります。

なお、内訳は「4. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(1) 有形固定資産の内訳」及び「(3) のれん及び無形資産の内訳」に記載のとおりです。

(5) 償却原価で測定する金融資産の減損

当社は主に営業債権等の償却原価で測定される金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定していますが、実際の損失が予想信用損失より過大または過少になる可能性があります。

内訳は「4. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(4) 資産から直接控除した貸倒引当金」に記載のとおりです。

(6) 金融商品の公正価値

当社は特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

内訳は「6. 金融商品に関する注記」の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載のとおりです。

(7) 法人所得税費用

当社は繰延税金資産について、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いものだけに限り認識しています。繰延税金資産の評価は将来の課税所得の見積りと税務上、実現可能と見込まれる計画に依拠します。仮に将来の市場環境や経営成績の悪化により将来の課税所得が見込みを下回る場合は繰延税金資産の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

また、当社は、税務調査を受けることを前提に税務上認識された不確実な税務ポジションについて、発生の可能性が高いと判断した場合、当該部分を不確実な税務ポジションとして負債に計上しています。なお、法人所得税における不確実性に関する会計処理の金額と税務当局との解決による金額は異なる可能性があります。

当連結会計年度末における繰延税金資産・負債は次のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産	36,624
繰延税金負債	309,951

(8) 確定給付制度

確定給付制度において確定給付負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定されます。

確定給付制度債務の現在価値は数理計算上の仮定に基づき算定されます。数理計算上の仮定には、割引率、昇給率などの基礎率についての見積り及び判断が求められます。

当社は優良社債の利回り等を参考に割引率を決定します。昇給率は主に過去の実績、近い将来の見通し、物価変動などにより決定されます。当社は毎年、数理計算の基礎となる前提条件を見直しており、必要に応じてその時点の市場環境をもとに調整を行っています。

日本及び世界的な経済の停滞により、当社が割引率を引き上げる場合には、確定給付制度債務及び関連する勤務費用等が増加します。

確定給付制度に関して、当連結会計年度末において連結財政状態計算書に計上した金額は次のとおりです。

(単位：百万円)

その他の非流動資産	32,932
退職給付に係る負債	23,624

(9) 引当金及び偶発債務

当社は通常の事業活動を営む上で、様々な訴訟や賠償要求を受ける可能性があります。当社は、法律専門家と相談の上で、こうした偶発債務が重要な結果を引き起こす可能性を予測しています。当社は、不利益な結果を引き起こす可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該債務を計上します。見積りを行う際、当社は受けている訴訟の進捗、及び他の会社が受けている同種の訴訟やその他関連する事項を考慮します。発生した負債は、見積りに基づいており、将来における偶発債務の発展や解決に大きく影響されます。

(引当金)

当連結会計年度末における引当金の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

製品保証引当金	3,367
訴訟損失引当金	993
環境損失引当金	4,658
資産除去債務引当金	4,115
その他の引当金	1,702

(偶発債務)

内訳は「4. 連結財政状態計算書に関する注記」の「(6) 担保に供している資産」に記載のとおりです。

(10) 収益認識

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(6) 会計方針に関する事項 ①収益の計上基準」に記載のとおりです。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

土地	52,682
建物	429,857
機械器具	996,709
建設仮勘定	45,885
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,086,024

(2) 使用权資産の内訳

(単位：百万円)

使用权資産	63,206
減価償却累計額及び減損損失累計額	△24,567

(3) のれん及び無形資産の内訳

(単位：百万円)

のれん	307,010
顧客との関係	98,129
非特許技術	40,231
ソフトウェア	51,099
商標権	21,192
その他	38,042
償却累計額及び減損損失累計額	△147,876

(4) 資産から直接控除した貸倒引当金

(単位：百万円)

流動資産	3,171
非流動資産	1,774

(5) その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	663,171
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の純変動	△106
在外営業活動体の換算差額	8,886

(6) 担保に供している資産

(単位：百万円)

有形固定資産	1,565
持分法で会計処理されている投資	2,273

(注1) 上記、「有形固定資産」は、「借入金」並びに「その他の流動負債」1,575百万円の担保に供しています。

(注2) 上記、「持分法で会計処理されている投資」は、持分法適用会社の事業資金の借入12,628百万円に対し、担保に供しています。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	増加株式数	減少株式数	当期末の株式数
普通株式	377,619千株	—	—	377,619千株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	増加株式数	減少株式数	当期末の株式数
普通株式	15,186千株	3千株	△11千株	15,178千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 剰余金配当支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	28,995百万円	80円	2020年 3月31日	2020年 6月26日
2020年10月29日 取締役会	普通株式	21,746百万円	60円	2020年 9月30日	2020年 12月4日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,995 百万円	80円	2021年 3月31日	2021年 6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について、投機的取引を一切行わず、安全性を第一に資金の高い流動性を保つこととしています。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、為替相場、金利などの変動による市場リスクについて、当社ではデリバティブを用いて、これらのリスクをヘッジしています。トレーディング目的でデリバティブは保有していません。利用しているデリバティブは先物為替予約、金利スワップです。当社では、主に金融商品の市場価値を基本に、前述のリスク及びその他の潜在的なリスクを回避するためにリスク管理方針及び手続きを設定して、市場リスクを定期的に評価しています。

当社は資本性証券及び負債性証券を保有しています。これらの投資のうち主なものはKDDI株式会社であり、2021年3月31日現在における当該株式の公正価値は1,137,651百万円です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在の金融商品の帳簿価額、公正価値及びこれらの差額は次のとおりです。

(百万円)

償却原価で測定される金融商品 (a)	帳簿価額	公正価値	差額
資産			
短期投資	79,807	79,784	△23
負債性証券	3,119	3,070	△49
その他の金融資産	60,070	60,070	—
合 計	142,996	142,924	△72
負債			
借入金	97,908	97,870	△38
合 計	97,908	97,870	△38

(百万円)

公正価値で測定される金融商品 (b)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
短期投資	—	—	45	45
資本性証券及び負債性証券				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,217,184	—	40,859	1,258,043
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	3,291	3,291
その他の金融資産	—	535	—	535
合 計	1,217,184	535	44,195	1,261,914
負債				
その他の金融負債	—	7,669	—	7,669
条件付対価	—	—	2,581	2,581
合 計	—	7,669	2,581	10,250

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(a) 短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(b) 各金融商品の公正価値の評価技法とインプット情報は次のとおりです。

レベル1に区分した金融商品は活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しています。

レベル2に区分したその他の金融資産及びその他の金融負債はデリバティブであり、期末日現在の先物為替レートを用いて算出した価値を現在価値に割引いて公正価値を算出しています。

レベル3に区分した金融資産は主に非上場株式であり、割引キャッシュ・フロー法及び類似企業比較法等を用いて算定しています。レベル3に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれません。また、企業結合により生じた条件付対価は将来の業績等を考慮し、支払額を見込んで算定しています。なお、条件付対価は連結財政状態計算書において「未払費用」に含まれています。

レベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識します。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替は発生していません。

レベル3に区分される金融商品については、当連結会計年度において、重要な変動は生じていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分 7,149円91銭

(2) 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 248円91銭

(注) 希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益については、希薄化効果を有する株式が存在しないため記載していません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 株式の取得

当社は、2021年1月8日に、米国のGaN（窒化ガリウム）製レーザー製品の製造販売会社であるSoraa Laser Diode, Inc.を完全子会社化するとともに、その社名をKyocera SLD Laser, Inc.に変更しました。当社は、完全子会社化を通じ、Soraa Laser Diode, Inc.の技術力と当社の既存事業で培った生産技術、研究開発力とのシナジーを追求し、新規製品の創出と新市場の開拓を行い、事業領域の拡大を図ります。

当該完全子会社化は、買収のために米国デラウェア州に設立した子会社（以下「買収子会社」）とSoraa Laser Diode, Inc.の合併による方法で実施しました。合併後の存続会社はSoraa Laser Diode, Inc.となり、合併対価として同社の株主には、現金が交付される一方、当社の保有する買収子会社の株式が存続会社の発行済株式に転換されることにより、存続会社が当社の完全子会社となりました。

当該完全子会社化の取得対価は、39,773百万円の現金に、当社が取得日において保有していた持分の公正価値4,131百万円を加えた43,904百万円です。当社は、この取得対価の他に、同社の銀行借入の返済資金等として6,867百万円を負担しています。

(2) 長期性資産の減損

当社は当連結会計年度において、生活・環境セグメントに含まれるスマートエネルギー事業の有形固定資産、のれん、無形資産並びに使用権資産について、スマートエネルギー事業の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、11,518百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」に計上しました。その内訳は、有形固定資産7,522百万円、のれん3,470百万円、無形資産449百万円並びに使用権資産77百万円です。

【計算書類】

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						特別償却 準備金	オープン イノベーション 促進積立金	別途積立金
当期首残高	115,703	192,555	1,701	194,256	17,207	285	-	927,137
当期変動額								
特別償却準備金の取崩						△ 209		
オープンイノベーション 促進積立金の積立							25	
別途積立金の積立								38,000
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			17	17				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	17	17	-	△ 209	25	38,000
当期末残高	115,703	192,555	1,718	194,273	17,207	76	25	965,137

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	90,361	1,034,990	△ 69,275	1,275,674	740,112	740,112	2,015,786
当期変動額							
特別償却準備金の取崩	209	-		-			-
オープンイノベーション 促進積立金の積立	△ 25	-		-			-
別途積立金の積立	△ 38,000	-		-			-
剰余金の配当	△ 50,741	△ 50,741		△ 50,741			△ 50,741
当期純利益	93,269	93,269		93,269			93,269
自己株式の取得			△ 17	△ 17			△ 17
自己株式の処分			49	66			66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					65,893	65,893	65,893
当期変動額合計	4,713	42,529	32	42,578	65,893	65,893	108,471
当期末残高	95,074	1,077,519	△ 69,243	1,318,252	806,005	806,005	2,124,257

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法。

③ その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法。

④ デリバティブ

時価法。

⑤ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

製品・仕掛品は売価還元法。

商品は先入先出法または最終仕入原価法。

原材料及び貯蔵品は最終仕入原価法。

ただし、通信機器等の原材料については、先入先出法。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物・構築物 2～33年

機械及び装置・工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年）によっています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

④ 製品保証引当金

保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、販売済の一部の製品について、過去の支出実績等を基準にして算出した見積額を計上しています。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

有形固定資産の減価償却方法の変更

前事業年度まで有形固定資産の減価償却方法は主として定率法を適用していましたが、当事業年度より主として定額法に変更しています。

各製造拠点における生産性倍増のための設備投資や、革新的な技術導入による工程の合理化や自動化の推進により、今後の設備の稼働状況はさらに平準化が進み、その経済的便益の費消も安定的に推移することが見込まれることに加え、当事業年度にグループ全体の方針の統一を図るためのプロセスやシステム構築などの経営管理体制が整ったことに伴い、定額法が有形固定資産の今後の使用形態をより適切に反映できると判断したことによるものです。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ25,379百万円増加し、税引前当期純利益は25,362百万円増加しました。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「4. 重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、原則として事業を基準として資産のグルーピングを行っています。

当事業年度は、複数の事業において営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候があるとして減損損失の認識の要否の判定を実施し、減損損失の認識は不要と結論付けています。

② 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 減損の兆候がある事業について、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否の判定を行っています。
 割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、グルーピング資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローにより算出しています。将来キャッシュ・フローの見積期間は主要資産の経済的残存使用年数を使用しています。割引前将来キャッシュ・フローは、マネジメントが承認した事業計画を基礎としています。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フロー予測を推定するために適用した成長率は、将来の不確実性を考慮し、算出しています。また、経済的残存使用年数終了後の処分によって生ずる将来キャッシュ・フローは将来時点の正味売却価額です。
 よって、減損損失の認識の判定は、将来キャッシュ・フロー及び成長率等の主要な仮定に基づいて実施しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
 主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式等の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 時価を把握することが極めて困難と認められる株式等は、その実質価額を算定して減損の要否を判定しています。発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しています。
 当事業年度末における貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

投資有価証券	36,283
関係会社株式	500,667
関係会社出資金	103,124

また、当事業年度において損益計算書に計上した関係会社株式評価損の金額は457百万円です。

② 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 時価を把握することが極めて困難と認められる株式等の実質価額は、発行会社の純資産をもとに算出した1株当たりの純資産額に持株数を乗じて算定しています。また、簿価と実質価額を比較して、50%以上下落している場合には、必要に応じて将来の事業計画を入手し、合理的な実行可能性及び5年以内を基準に回復可能性を検討しています。よって、時価を把握することが極めて困難と認められる株式等の減損の要否の判定は、将来の事業計画等の主要な仮定に基づいて実施しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
 主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、翌事業年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症による景気への影響が懸念されるものの、各国における様々な感染防止及び経済対策により、世界経済は当事業年度に比べ回復に向かうものと仮定して会計上の見積りを行っています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式 2,125百万円

② 担保に係る債務

鹿児島メガソーラー発電(株)の金融機関借入金 12,628百万円

(注) 当該借入金については、鹿児島メガソーラー発電(株)の全出資者が同社株式を担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 668,257百万円

(3) 保証債務等

経営指導念書

念書依頼先	対象金額	念書の内容
(株)京都パープルサンガ	400百万円	金融機関からの借入金の返済指導

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

短期金銭債権	87,355
長期金銭債権	24,491
短期金銭債務	48,652
長期金銭債務	25

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(単位：百万円)

売上高	283,842
仕入高	65,064
販売費及び一般管理費	13,477
営業取引以外の取引による取引高	45,307

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 15,178,204株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

減価償却限度超過額	27,388
関係会社株式等評価損	12,035
繰越欠損金	9,822
賞与引当金	6,315
未払金・未払費用否認	3,903
棚卸資産評価損	3,857
仮払金・前払金否認	2,942
関係会社株式等簿価修正	1,541
繰延資産	1,464
その他	4,557
繰延税金資産小計	73,824
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当金	△8,044
繰延税金資産計	65,780

繰延税金負債

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金	△345,431
前払年金費用	△4,236
土地評価益	△865
特別償却準備金	△33
その他	△79
繰延税金負債計	△350,644

繰延税金負債の純額	△284,864
-----------	----------

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、リース契約により使用している製造装置、電子計算機等があります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,860円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 257円34銭